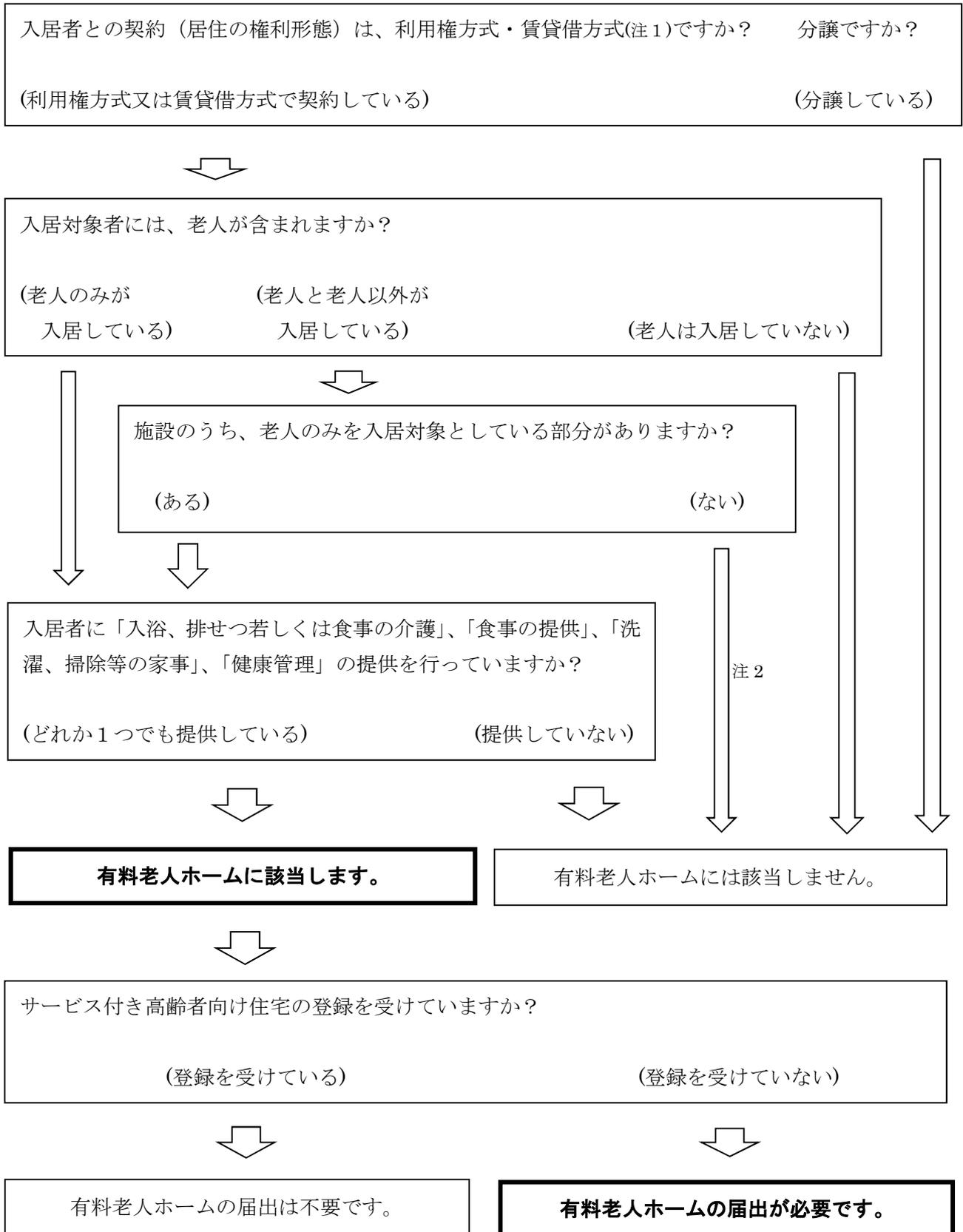


老人福祉法第29条第1項の規定に基づく「有料老人ホームの届出」に係る検討フロー



(注1) 利用権方式： 居住部分と介護等のサービス部分の契約が一体となっているもの

賃貸借方式： 居住部分と介護等のサービス部分の契約が別々になっているもの

(注2) 入居要件では老人以外も入居できるとしていても、意図的に老人を集めて入居させている施設については有料老人ホームとして取扱います。